

付議第5号

高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

平成23年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例議案

高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

高知県スポーツ振興審議会条例（昭和37年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に、「高知県スポーツ振興審議会」を「高知県スポーツ推進審議会」に、「同条第5項」を「同条」に、「委員の定数、任期その他審議会」を「審議会の組織及び運営」に改める。

第2条中「、教育委員会」を「、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「、調査審議し、及びこれらの事項」を「調査審議し、及び当該事項」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関する事。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関する事。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関する事。
- (4) スポーツ事故の防止等に関する事。
- (5) スポーツに関する科学研究の推進等に関する事。
- (6) 学校における体育の充実に関する事。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関する事。
- (8) 顕彰に関する事。
- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関する事。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関する事。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関し必要な事項

第3条第2項中「調査審議する」を「調査審議させる」に改め、「前項の規定にかかわ

らず」を削る。

第4条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条第3号中「その他」を削る。

第5条第1項中「補欠委員」を「委員が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同条第2項中「特別の事項」を「当該特別の事項」に、「調査審議を」を「調査審議が」に、「臨時委員を辞したものとみなす」を「解任されるものとする」に改め、同条第3項中「当該身分」を「当該職又は身分」に、「を辞したものとみなす」を「の職を失う」に改める。

第6条第1項中「、会長」を「会長」に改め、「これを」を削り、同条第3項中「、又は」を「又は会長が」に改める。

第7条第1項中「審議会」を「審議会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に、「会議を開くこと」を「議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第4項中「議事」を「会議の議事」に改める。

第8条中「審議会」を「審議会の組織及び運営」に、「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県スポーツ振興審議会条例第1条の高知県スポーツ振興審議会（以下この項において「従前の高知県スポーツ振興審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知県スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第4条の規定により高知県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県スポーツ推進審議会の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

參考資料

高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）が全部改正されたことを考慮し、高知県スポーツ振興審議会について名称を改めるとともに、調査審議事項の追加等を行うものである。

高知県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

高知県スポーツ振興審議会条例（抜粋）

（設置等）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する合議制の機関として高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第1項に規定する合議制の機関として高知県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条第5項の規定により委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

（任務）

9 第2条 審議会は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して教育委員会又は知事に建議する。

第2条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。

(1) 地方スポーツ推進計画の策定及び変更に関すること。

(1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。

(2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。

(2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。

(3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。

(3) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。

(4) スポーツ事故の防止等に関すること。

(4) スポーツに係る団体の育成に関すること。

(5) スポーツに関する科学的研究の推進等に関すること。

(5) スポーツによる事故の防止に関すること。

(6) 学校における体育の充実に関すること。

(6) スポーツの技術水準の向上に関すること。

(7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。

(7) その他スポーツの振興に関し必要な事項

(8) 顕彰に関すること。

(9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。

(10) スポーツの競技水準の向上に関すること。

(11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(1) 学校体育又はスポーツに関する団体の役職員

(2) 市町村関係団体の役職員

(3) 学識経験を有する者

(任期等)

第5条 審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員が任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず審議会に臨時委員を置くことができる。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(1) 学校体育及びスポーツに関する団体の役職員

(2) 市町村関係団体の役職員

(3) その他学識経験を有する者

(任期等)

第5条 審議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、臨時委員を辞したものとみなす。

3 委員が任命された時における当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 略

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議 (以下この条において「会議」という。)

は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 略

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 略

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 略

4 議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

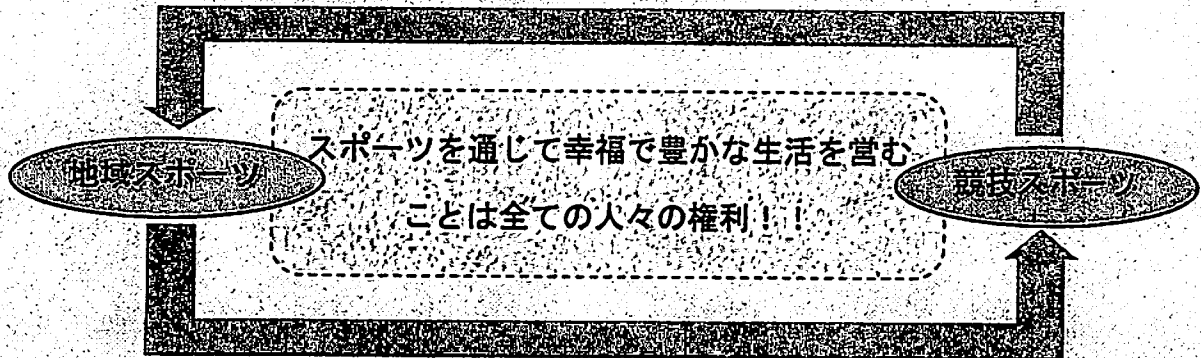
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

概要

1 前文

- ◆ スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。



2 総則

- ◆ スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める。

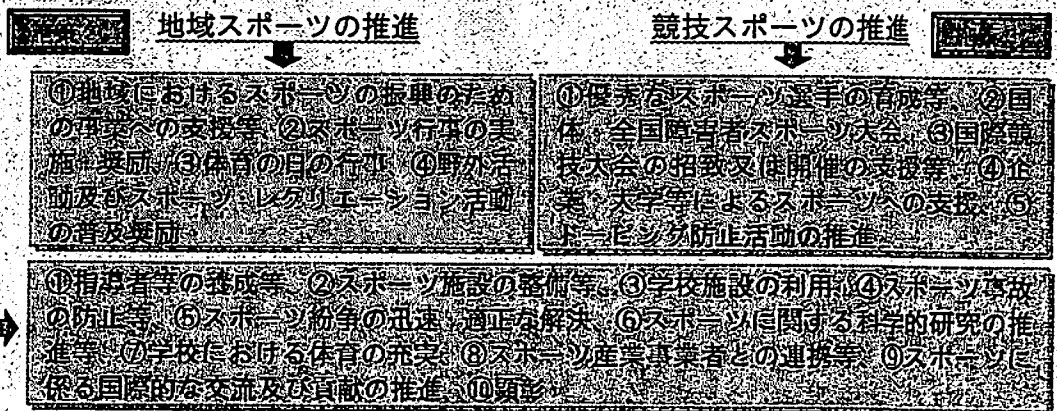
<基本理念>

- ①自主的・自律的なスポーツ活動、②学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携、③人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備、④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保、⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようになるための配慮、⑥競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、⑦国際相互理解の増進・国際平和への寄与、⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

3 スポーツ基本計画等

- ◆ 国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。

4 基本的施策



5 スポーツの推進に係る体制の整備

- ◆ スポーツ推進会議、スポーツ推進委員等について定める。

6 国の補助等

- ◆ 国・地方公共団体の補助について定める。

その他

- ◆ スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる。